

議 案 第 4 2 号

摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定の件

摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和3年6月10日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年摂
津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）
第6章 雑則（第50条）」に改める。

第7条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「限る」の次に
「。以下この号及び第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項第1号中「第
24条第3項」の次に「（法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場
合を含む。）」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもの
のうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正
本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる
情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこ
とが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書

面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。